⑶　第11条第３号、第４号、第８号又は第９号に掲げる漁業を営む者の場合	（新設）
※受理年月日 ／ ※処理年月日 採捕の数量等の報告書 年　月　日 住所 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第１項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。 船舶の許可番号 ／ 船名 第１種特定海洋生物資源 ／ 陸揚日 ／ 採捕の数量（kg） くろまぐろ　30kg未満 くろまぐろ　30kg以上	
〔備考〕 １　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。 ２　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。 ３　※印を付した欄は、記載しないこと。	
⑷　第11条第５号に掲げる漁業を営む者の場合 （略）	⑶　第11条第３号に掲げる漁業を営む者の場合 （略）
⑸　第11条第６号又は第10号に掲げる漁業を営む者の場合 （表略） 〔備考〕 １　（略） ２　（略） ３　船舶の許可番号又は漁船登録番号の欄には、第11条第６号に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の許可番号を、同条第10号に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の漁船登録番号を記載すること。 ４　（略）	⑷　第11条第４号又は第６号に掲げる漁業を営む者の場合 （表略） 〔備考〕 １　（略） ２　（略） ３　船舶の許可番号又は漁船登録番号の欄には、第11条第４号に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の許可番号を、同条第６号に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の漁船登録番号を記載すること。 ４　（略）
⑹　第11条第７号に掲げる漁業を営む者の場合 （略）	⑸　第11条第５号に掲げる漁業を営む者の場合 （略）

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第十三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の表第一号の項中「十日」とあるのは、「末日」とする。

告　示

○国家公安委員会告示第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十九年六月二十一日　　国家公安委員会委員長　松本　純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。